



# 常議員立候補のご挨拶

高 梨 範 夫

このたび、PA 会からご推薦を賜り、日本弁理士会常議員に立候補させていただくことになりました高梨範夫です。どうぞよろしくお願いたします。立候補にあたり、簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は、立教大学法学部を卒業した後、2年間の民間会社勤務を経て、特許事務所に就職するとともに、弁理士試験の勉強を開始しました。合格したのは昭和56年ですが、当時の論文の必須科目は特許・実用新案・意匠・商標及び条約の5科目でした。法改正に基づく新制度や導入されたばかりの特許協力条約の理解に注力する必要があったと記憶しています。試験に合格した後、縁を得て浅村内外特許事務所に入所させていただき、更には浅村皓先生のご紹介でPA会にも加入させていただいた次第です。その後、木村佐々木国際特許事務所（現：特許業務法人きさ特許商標事務所）を経て、現在は高梨特許商標事務所を開設しております。知的財産権に関する業務に関わることになった当初から今日に至るまでの間、ずっと商標を中心とした業務に携わっております。振り返りますと、特許等の分野と同様に、商標の分野においても、立体商標や新しいタイプの商標の導入、ニース国際分類の採用、連合商標制度の廃止、異議申立制度の改正等、めまぐるしく重要な変遷が繰り返されました。海外に目を転じて、各国商標制度の相次ぐ改正、欧州共同体商標制度の出現、我が国のマドリッドプロトコル加盟と同プロトコルの加盟国数の増大等、実務上の大きな変動がありました。

PA会においては、いくつかの作業部会においてお手伝いをさせていただきました。政策部会において幹事を担当した際には、同部会の構成メンバーであった諸先生に大いに助けていただきました。また、ボーリング同好会に入会し、一時期は幹事としてお世話させていただきながら、楽しいひとときを過ごさせていただきました。ときには、ゴルフ同好会やアウトドア同好会のイベントにも飛び入り参加して多く

のPA会の先生方とお話しさせていただきました。

日本弁理士会においては、まだ弁理士会と称していた平成2年度及び同3年度に常議員、日本弁理士会に改称した後、平成25年度に副会長を務めさせていただきました。いずれもPA会のご推薦に基づいて立候補したのですが、副会長立候補のときは選挙となり、PA会の強力なバックアップと精力的な選挙活動のおかげで無事に当選させていただきました。あらためてお礼申し上げる次第です。

日本弁理士会の委員会では、商標委員会の委員長として、審査基準の改正に対応したり、審査実務をテーマとして特許庁の商標審査官と商標委員会メンバーの会合を実現したりしました。また、農林水産知財対応委員会の委員長として、海外における日本産品の模倣に関する農林水産省主催の会合に参加したりしました。その他、各種の委員会に関与いたしましたが、意匠委員会、著作権委員会、財務委員会及び弁理士推薦委員会では副委員長を務めさせていただきました。

今回、常議員に2度目の立候補をすることになりますが、最初の常議員から既に30年ほどの年数を経過しております。その間、知的財産権に関する各種の法律の改正や弁理士法の改正ばかりでなく、弁理士の構成人数の変化、顧客が求める弁理士業務の変化等、我々弁理士を取り巻く環境は著しく変化して参りました。今後も、社会や経済の変動に応じて、相も変わらず、繰り返し、大きな変革が生じてゆくことと思われまます。常議員という立場で弁理士の業務について考慮し、日本弁理士会の活動に寄与できるようにしたいと考えております。

常議員に当選させていただきましたならば、皆様のために精一杯務めさせていただく所存です。多大なるご指導とご支援を賜りますように、どうぞよろしくお願申し上げます。

(文書責任者：渡邊伸一)